

## 品川区子どもの朝食支援活動に関する補助金交付要綱

制定 令和7年4月1日 区長決定 要綱第152号

改正 令和8年3月24日 区長決定 要綱第20号

### (目的)

第1条 この要綱は、区内子ども食堂が実施する子どもの朝食支援活動を継続的に支援する団体および企業（以下「支援団体等」という。）に対し、その経費の一部を区が補助する「品川区子どもの朝食支援活動に関する補助金」（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定め、区内子ども食堂が行う地域における子どもの食の支援活動の安定的な実施環境を整備することで、支援が必要な子どもへの食の支援の充実を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども食堂 民間団体等が自主的に行う地域の子どもたちへの食事および交流の場の提供をいう。
- (2) 区内子ども食堂 品川区内で活動し、品川区社会福祉協議会に設置している「しながわ子ども食堂ネットワーク」に加盟している子ども食堂をいう。
- (3) 子どもの朝食支援活動 区内子ども食堂において、18歳以下の食の支援が必要な子どもに対して朝食を取る習慣を身につけるため、子ども食堂開催時に、翌日に食べる朝食配付および啓発を行う活動をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、支援団体等のうち、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 社会福祉法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人または特定非営利活動法人の法人格を有することとし、営利を目的とする法人は原則として含まれないものとする。ただし、既に社会貢献活動を推進していると区長が認め、かつ営利を目的としていないことが明確な場合は、区長は補助対象者として認めることができる。
- (2) 区内子ども食堂に対する運営支援や物的、金銭的支援等の支援活動について、1年以上の継続的な活動実績を有すること。
- (3) 政治、宗教または選挙活動を目的としないこと。
- (4) 他の同種の補助金の交付を受けていないことまたは当該補助金の交付対

象でないこと。

(補助対象事業)

第4条 この要綱による補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1)区内子ども食堂における、子どもの朝食支援活動の実施に係る食品提供、食品配送または金銭的支援であること。
- (2)前号の食品提供、食品配送または金銭的支援の支援手法について、区およびしながわ子ども食堂ネットワーク事務局と事前協議を行っていること。

(補助対象経費)

第5条 この要綱による補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に係る経費のうち、別表に定める経費を対象とする。

(補助対象期間)

第6条 補助対象事業の補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から3月31日までとし、第9条の規定による補助金の交付決定前に実施した補助対象事業についても対象に含めるものとする。

(補助額の交付額)

第7条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、第5条に定める補助対象経費の合算額に、3分の2を乗じた額とし、5,000千円を超えるときは、5,000千円を上限とする。

- 2 前項の規定により算出された補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助を受けようとする支援団体等(以下「申請者」という。)は、区長が別に定める期日までに、品川区子どもの朝食支援活動に関する補助金交付申請書(第1号様式)に必要な書類を添付して、区長に対し、補助金の交付を申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 区長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付することが適当であると認める場合は、補助金の交付を決定し、品川区子どもの朝食支援活動に関する補助金交付決定通知書(第2号

様式)により、申請者に対して速やかに通知するものとする。

- 2 区長は、前項の決定に必要な条件を付することができる。
- 3 区長は、第1項の規定による審査の結果、補助金を交付することが適当でないとする場合は、補助金を交付しないことを決定し、その理由を付して、品川区子どもの朝食支援活動に関する補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に対して速やかに通知するものとする。

#### (変更交付申請)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該決定後の事情の変更により、補助対象事業の内容を変更し、または補助対象事業を中止しようとするとき(区長が必要ないと認める軽微な変更をする場合を除く。)は、あらかじめ、品川区子どもの朝食支援活動に関する補助金変更交付申請書(第4号様式)に必要な書類を添付して、区長に対し、補助金の変更交付を申請しなければならない。この場合において、当該申請に係る補助金の交付の決定または不交付の決定およびその通知については、前条の規定を準用する。

#### (補助金の支払)

- 第11条 第9条の規定により交付決定した補助金については、品川区会計事務規則(昭和39年品川区規則第5号)第88条第1項第3号により概算払とする。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、品川区子どもの朝食支援活動に関する補助金概算払い請求書(第5号様式)を区長に提出するものとする。

#### (実施状況報告)

第12条 区長は、必要があると認めるときは、補助事業者(第10条後段において準用する第9条の規定により補助金の交付の決定を受けた者を含む。以下同じ。)に対し、補助対象事業の実施状況に関し報告を求め、または実地もしくは書面により調査(以下「調査等」という。)することができる。

#### (実績報告)

第13条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日または交付決定の属する会計年度が終了する日のいずれか早い日から30日以内に、品川区子どもの朝食支援活動に関する補助金実績報告書(第6号様式)に必要な書類を添付して、区長に対し、補助対象事業の実績を報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 区長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る書類等の審査および必要に応じて行う調査等により、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件（以下「交付決定内容等」という）に適合するかどうかを審査し、適合すると認める場合は、交付すべき補助金の額を確定し、品川区子どもの朝食支援活動に関する補助金確定通知書（第7号様式。以下「確定通知」という。）により、補助事業者に対し、通知するものとする。

(是正のための措置)

第15条 区長は、前条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果が交付決定内容等に適合しないと認める場合は、当該補助対象事業について、補助事業者に対し、交付決定内容等に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令に係る措置をとった場合における補助対象事業の実績報告については、第13条の規定を準用する。

(補助金の精算)

第16条 補助事業者は、第14条の規定による確定通知を受けた後、速やかに品川区子どもの朝食支援活動に関する補助金精算書（第8号様式）を提出し、補助金の残額がある場合には、これを返還するものとする。

(交付決定の取消し)

第17条 区長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付が暴力団（品川区暴力団排除条例（平成24年品川区条例第34号）（以下「品川区暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の活動を助長し、また暴力団の運営に資すると認められるとき。
- (4) 暴力団関係者（品川区暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当すると認められるとき。
- (5) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令もしくはこの要綱に違反したとき。

- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めるとき。
- 2 前項の規定は、第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。
  - 3 区長は、第1項の規定による取消しを行ったときは、品川区子どもの朝食支援活動に関する補助金交付決定取消通知書(第9号様式)により、当該取消しを受けた補助事業者に対し、速やかに通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて、当該補助金の返還を命ずるものとする。

(違約加算金)

- 第19条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、区長に対し、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額とする。)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第20条 区長は、前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(関係書類の保管)

第21条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を作成するとともに、当該収入および支出に関する書類を整理し、これらを補助金の交付決定した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

別表（第5条関係）

区分	補助対象経費
需用費	各子ども食堂が実施する朝食支援活動で配付する食品の購入費、事業案内等のパンフレット印刷費および補助対象事業に使用する消耗品費
役務費	通信費、郵便代、食品の運搬に係る交通費（スタッフの出勤のための交通費を除く。）および食品運搬費
補助金および 交付金	各子ども食堂が実施する朝食支援活動に対して交付する補助金

備考 補助対象経費には、人件費および支援団体等の団体運営に要する経費は含まないものとする。